

介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業運営基準等及び地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（案）の概要

1 条例立案の経緯

住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し協働していくことを目指す改革が、地方分権改革です。これまで20年以上に渡り、国から地方、都道府県から市町村への権限委譲や規制緩和を進めてまいりました。今回、第3次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年6月14日公布）により、介護保険法の一部が改正されたことにより、それまで国が定めた基準により行っていた施策の一部が市町村の定める条例に委任されることになりました。

これにより市の独自性が増し、より地域の実情に沿った制度運用を行うことが可能となります。

2 新たに制定する条例（案）

- (1) 南相馬市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）
- (2) 南相馬市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（案）

（参考：対象サービス及び該当する基準省令）

サービス種別	基準省令
介護予防支援	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
地域包括支援センター（包括的支援事業）	介護保険法施行規則（第140条の66）

3 条例の制定にあたっての考え方

条例の制定にあたっては、次のとおり取り扱うものとします。

従うべき基準	「必ず適合しなければならない基準」であり、異なる内容を定めることは許されないもののため、これに従う。
参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準を下回る内容を定めなければならない特段の事情は無いことから、原則として国の基準どおりとする。 ただし、介護予防支援等の利用者の保護、事業者におけるサービスの質の確保・向上、利用者の負担軽減等の観点から検討項目を決定し、その検討結果を反映させることとする。

4 条例（案）の全体構成

- (1) 南相馬市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）

(従：従うべき基準、参：参酌すべき基準)

条例（案）の構成	基準	厚生省令の構成
第1章 総則		第1章 基本方針
第1条（趣旨）	—	第1条（趣旨及び基本方針）
第2条（指定介護予防支援事業者の指定に係る事業者の要件）	※	
第3条（基本方針）	—	
第2章 人員に関する基準		第2章 人員に関する基準
第4条（従業者の員数）	従	第2条（従業者の人数）
第5条（管理者）	従	第3条（管理者）
第3章 運営に関する基準		第3章 運営に関する基準
第6条（内容及び手続きの説明及び同意）	1・2項 従 3～7項 参	第4条（内容及び手続きの説明及び同意）
第7条（提供拒否の禁止）	従	第5条（提供拒否の禁止）
第8条（サービス提供困難時の対応）	参	第6条（サービス提供困難時の対応）
第9条（受給資格等の確認）	参	第7条（受給資格等の確認）
第10条（要支援認定の申請に係る援助）	参	第8条（要支援認定の申請に係る援助）
第11条（身分を証する書類の携行）	参	第9条（身分を証する書類の携行）
第12条（利用料等の受領）	参	第10条（利用料等の受領）
第13条（保険給付の請求のための証明書の交付）	参	第11条（保険給付の請求のための証明書の交付）
第14条（指定介護予防支援の業務の委託）	参	第12条（指定介護予防支援の業務の委託）
第15条（法定代理受領サービスに係る報告）	参	第13条（法定代理受領サービスに係る報告）
第16条（利用者に対する介護予防サービス計画書等の書類の交付）	参	第14条（利用者に対する介護予防サービス計画書等の書類の交付）
第17条（利用者に関する市への通知）	参	第15条（利用者に関する市町村への通知）
第18条（管理者の責務）	参	第16条（管理者の責務）
第19条（運営規定）	参	第17条（運営規定）
第20条（勤務体制の確保）	参	第18条（勤務体制の確保）
第21条（設備及び備品等）	参	第19条（設備及び備品等）
第22条（従業者の健康管理）	参	第20条（従業者の健康管理）
第23条（掲示）	参	第21条（掲示）
第24条（秘密保持）	従	第22条（秘密保持）

第25条（広告）	参	第23条（広告）
第26条（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）	参	第24条（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）
第27条（苦情解決）	参	第25条（苦情処理）
第28条（事故発生時の対応）	従	第26条（事故発生時の対応）
第29条（会計の区分）	参	第27条（会計の区分）
第30条（記録の整備）	参	第28条（記録の整備）
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第31条（指定介護予防支援の基本取扱方針）	参	第29条（指定介護予防支援の基本取扱方針）
第32条（指定介護予防支援の具体的取扱方針）	参	第30条（指定介護予防支援の具体的取扱い方針）
第33条（介護予防支援の提供に当たっての留意点）	参	第31条（介護予防支援の提供に当たっての留意点）
第5章 基準該当介護予防支援に関する基準		第5章 基準該当介護予防支援に関する基準
第34条（準用）	参	第32条（準用）
第6章 雑則		
第35条（委任）	—	
附則		附則
第1項（施行期日）	参	第1項（施行期日）
	参	第2項（経過措置）

※法第115条の22第2項第1号に規定されている事項

(2) 南相馬市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（案）

（従：従うべき基準、参：参酌すべき基準）

条例（案）の構成	基準	厚生省令の構成
第1条（趣旨）	—	
第2条（定義）	—	
第3条（基本方針）	参	1-ロ-（3）-イ
第4条（運営に係る基準）	参	1-ロ-（3）-ロ
第5条（職員に係る基準及び当該職員の員数）	従	1-イ・ロ
第6条（委任）	—	
附則	—	

5 人員、設備及び運営に関する基準条例について

上記3の基準の考え方による指定基準と整合性に基づき、下記のとおり市独自基準を定めます。その他の事項は、2（参考）及び4の表に示す現行の国基準省令に準拠します。

(1) 介護予防支援台帳等の保存期間を5年とする。

【南相馬市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)第30条第2項】

国の基準 (参酌すべき基準)	利用者の介護サービスの提供に関する記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。
市の基準	第30条第2項に定める項目について5年とする。
(理由) 介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が実施主体であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年とする。	

【地方自治法第236条第1項】(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(2) 事業者及び職員の資格事項に暴力団員等でない旨の項目を追加する。

【南相馬市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)第3条第5項及び6項】

国の基準 (参酌すべき基準)	基準規定なし
市の基準	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号及び「南相馬市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)」第2条第3号を規定する。
(理由) 暴力団員及び暴力団関係者による介護サービス事業への関与を防止することで、介護保険給付費等が暴力団組織へ還流することを防ぐと同時に、市民の安心、安全を確保するため。	